

# 青森県報

第百六十六号

令和二年  
六月五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる  
図書類の指定……………(青少年・男女共同参画課) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出…(障害福祉課) ……一

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所  
支援事業の廃止の届出……………(同) ……二

○水防警報を行う河川の指定……………(河川砂防課) ……二

### 公 告

○毒物劇物取扱者試験の施行……………(医療薬務課) ……三

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四

○右 同……………(同) ……五

### 選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改  
正……………(事務局) ……六

### 収用委員会

○公示による通知……………(監理課) ……七

## 正 誤

○令和二年三月三十日号外第三十五号目次及び令和二年四月  
二十四日定例付録目録中……………(総務学事課) ……七

○令和二年五月二十九日定例公告中……………(農林水産政策課) ……八

## 告 示

### 青森県告示第四百七十三号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者(製 作者)名	該当条項
一三九三	書籍	Young Love Comic aya二〇二〇年六月号 雑誌一八八一五―〇六	株式会社宙出 版	第十二条第一 項第一号
一三九四		裏マニアックス―極太裏事典― ISBN九七八―四―八六六七三 ―一七七―三	株式会社三才 ブックス	第十二条第一 項第二号
一三五五		ありえない芸能界 お宝スキヤンダル大放 出! ISBN九七八―四―八六六三二 ―六五―一	株式会社プレ インハウス	第十二条第一 項第一号
一三九六		ディアプラス二〇二〇年六月号 雑誌一六五六七―〇六	株式会社新書 館	

### 青森県告示第四百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
サン調剤薬局安原店		訪問看護ステーションふくろう		名 称
五 弘前市大字安原二丁目一の三	六 弘前市大字安原二丁目一の三	八 戸市江陽一丁目三の二六	東 戸市吹上一丁目八の三一 東 誠会館一階	所 在 地
令和 二・四・二〇		平成 二五・七・二八		変 更 年 月 日

青森県告示第四百七十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	廃止年月日
合同会社ミライエ	十和田市東十五番町一〇の一七	放課後等デイサービス	あーのびあーのび 十和田市東十五番町一〇の一七	令和 二・六・三〇

青森県告示第四百七十六号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

赤川水系

名称	上流端	下流端
赤川	左岸 青森市大字駒込字蛭沢地先の螢沢橋下流端 右岸 青森市赤坂一丁目地先の螢沢橋下流端	海に至る場所

高瀬川水系

名称	上流端	下流端
古間木川	水沢川合流点	三沢市大字三沢字猫又一二二地先の(主要地方道)三沢十和田線交差点上流端

青森県告示第四百七十七号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、平成十七年六月十七日青森県告示第五百二十三号(水防警報を行う河川の指定)をもって公示した水防警報を行う河川の区間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

今別川水系

名 称	今別川	名 称	
変更 後の 別前	変更 後	変更 前	変更 後の 別前
上 流 端	右岸 東 津 軽 郡 今 別 町 大 字 八 字 平 字 清 川 一 字 東 津 軽 郡 今 別 町 大 字 六 字 大 川 平 字 熊 沢 一 字 東 津 軽 郡 今 別 町 大 字 六 字 大 川 平 字 熊 沢 一 字 東 津 軽 郡 今 別 町 大 字 六 字 大 川 平 字 熊 沢 一 字	関 口 川 の 合 流 点	上 流 端
下 流 端	海 に 至 る 場 所	海 に 至 る 場 所	下 流 端

沖館川水系

名 称	沖館川	名 称	
変更 後の 別前	変更 後	変更 前	変更 後の 別前
上 流 端	青 森 市 大 字 三 内 字 沢 部 地 先 の 三 内 橋 下 流 端	西 滝 川 の 合 流 点	上 流 端
下 流 端	海 に 至 る 場 所	海 に 至 る 場 所	下 流 端

堤川水系

名 称		名 称	
変更 後の 別前		変更 前	変更 後の 別前
上 流 端	区	上 流 端	区
下 流 端	間	下 流 端	間

駒込川	堤川	変更 前	変更 後
右岸 青 森 市 大 字 駒 込 一 字 下 流 端	左岸 青 森 市 大 字 筒 井 字 桜 川 二 地 先 の 駒 込 橋 下 流 端	右岸 青 森 市 大 字 駒 込 一 字 先 の 駒 込 橋 下 流 端	左岸 青 森 市 大 字 高 田 字 川 瀬 一 九 〇 地 先 の 金 高 橋 上 流 端
堤川への合流点	堤川への合流点	海に至る場所	海に至る場所

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

令和二年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

令和二年九月二日（水）

2 場所

青森市安方一丁目一の四〇  
青森県観光物産館アスパム

二 受験願書受付期間

令和二年七月十四日(火)から同月二十日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く)。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているものに限る。同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一のー

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、令和二年六月三十日から、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ(電話〇一七―七三三―九二八九)に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店  
青森市東大野二丁目一の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

株式会社横浜フアーマシー  
弘前市大字末広二丁目二のー〇  
代表取締役 荒川 孝男

変更なし

株式会社もち吉  
福岡県直方市大字下境二四〇〇  
代表取締役 森田 長吉

令和  
二・五・三〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二のー〇 代表取締役 荒川 孝男	変更なし	
株式会社もち吉 福岡県直方市大字下境二四〇〇 代表取締役 森田 長吉		令和 二・五・三〇

四 届出年月日

令和二年五月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和二年六月五日から同年十月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年十月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一の一三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜ファーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川 孝男

2 株式会社もち吉

福岡県直方市大字下境二四〇〇

代表取締役 森田 長吉

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
ル一、五二五平方メートル	ル一、二九七平方メートル	令和三年三月三十一日	

大規模小売店舗の設置に關する事項

大規模小売店舗の設置に關する事項	大規模小売店舗の設置に關する事項	大規模小売店舗の設置に關する事項	大規模小売店舗の設置に關する事項	大規模小売店舗の設置に關する事項
駐車場の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物の保管施設及び容量	大規模小売店舗の敷地内における営業の開始時刻及び閉店時刻
一、二、三台 (位置は、届出書添付の図面のとおり)	四、七台 (位置は、届出書添付の図面のとおり)	五〇平方メートル (位置は、届出書添付の図面のとおり)	五立方メートル (位置は、届出書添付の図面のとおり)	株式会社横浜ファーマシー 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
八、九台 (位置は、届出書添付の図面のとおり)	五、二台 (位置は、届出書添付の図面のとおり)	七、二平方メートル (位置は、届出書添付の図面のとおり)	一〇立方メートル (位置は、届出書添付の図面のとおり)	株式会社横浜ファーマシー 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 株式会社もち吉 開店時刻 午後十時 閉店時刻 午後六時三十分

四 届出年月日

令和二年五月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

場所 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

期間 令和二年六月五日から同年十月五日まで

時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年十月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

地籍調査の成果の認証

八戸市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
八戸市	十日市	上谷地、下谷地、登手、弥次郎窪

地籍調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定に

より公告する。

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
むつ市	田名部	矢立山の一部、頭梨子の一部

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年六月五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

五所川原市農村婦人の家	〃	大字小曲字豊里一七六	を
小曲集会所	〃	大字小曲字豊里一七六	に、
五所川原市民体育館	〃	字栄町二〇の一	を
五所川原市森の家	〃	若葉一丁目一〇の四〇の一	に、
五所川原市民体育館	〃	字栄町二〇の一	を

発行年月日	区 分	ページ	段 行	誤	正
-------	-----	-----	-----	---	---

収 用 委 員 会

松島会館	松島町二丁目八九	を
みなとコミュニティセンター	大字湊字千鳥九〇	を
松島会館	松島町二丁目八九	に、
喜良市コミュニティセンター	喜良市千菊一九六の三	を
十三コミュニティセンター	十三深津一八七の一	を
喜良市コミュニティセンター	三 金木町喜良市千菊一九六の	に、
南部コミュニティセンター	中央四丁目一三〇	を
南部コミュニティセンター	中央四丁目一三〇	を
金木東部地区コミュニティセンター	金木町芦野三一八	に改める。
もや会館	磯松山の井一一五の一三八	

公 示 に よ る 通 知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができなないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

令和二年六月五日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他  
一の書類は、令和二年六月二十九日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別 表

氏 名	住 所
持分63分の1（亡）岩田 靖宏 法定相続人 岩田 靖宏	住所不明 ただし、住民票上の住所 千葉県千葉市緑区おゆみ野5丁目3番地11 ダイワ

正 誤

総 務 学 事 課

令和二・五・二九 定例第一六三号	発行年月日 発行番号	誤
公 告	区 分	正
四	ペー ジ	
下	段	
四	一	
限一般競争入札参加資格審査申請書の提出期 限の日から開札の時までの間に	競争入札に参加する者の資格等に関する要 領(平成十一年六月三十日施行) 第五で規 定する競争入札参加資格者名簿	競争入札参加資格者名簿
		入札日において

令和二・四・二四 第一四九号付録	令和二・三・三〇 号外第三五号	目 録	目 次
三	一	上	上
表中	三	青森県下水道事業の業務に係る賠償責任を 有する補助職員を指定する規則	下水道事業の業務に係る賠償責任を有する 補助職員を指定する規則
青森県下水道事業賠償責任を有する補 助職員を指定する規則		下水道事業の業務に係る賠償責任を有 する補助職員を指定する規則	

農 林 水 産 政 策 課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円